

平成25年度

江差町教育委員会に関する事務の管理・執行
状 況 の 点 検 ・ 評 価 報 告 書

平成27年2月

江 差 町 教 育 委 員 会

教育委員会における教育行政に関する事務の管理・執行の状況の
点検・評価並びに町議会への報告と町民への公表について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部改正により、平成２０年より教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

点検及び評価を行うに当たっては、「教育に関する学識経験を有する方の知見の活用を図る」ものとされ、点検・評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の指摘を受けて改善していくこととなります。

江差町教育委員会は、地教行法に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、町民の皆さまへの説明責任を果たすため、江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成２３～２７年度）を基本にした「平成２５年度教育行政執行方針」に定める基本方針及び重点目標の主な施策・事業を始めとする全ての事業について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する方々による「江差町教育委員会外部評価委員会」を設置し、同委員会から様々なご意見、ご指導をいただき、「平成２５年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」として報告書にまとめたものです。

平成２７年２月

江差町教育委員会

1. 点検・評価の義務付け

(点検・評価の義務付け)

- ・ 教育委員会は、毎年、学識経験を有する者の知見も活用しながら、自らの事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、町民に公表することが義務付けられました。※【地教行法第27条】

(教育委員会の対応)

- ・ これを受け、江差町教育委員会としては、前年度の活動状況について点検・評価を開始し、評価の実施に当たり、町内の有識者5名で構成される「江差町教育委員会外部評価委員会」から広く意見を聴取しました。(委員会設置要綱 別添)

※委嘱した外部評価委員

委員長	松崎 仁	(学校教育関係者	:	江差北小中学校評議員)
副委員長	若浜 崇	(学校教育関係者	:	元江差中学校PTA会長)
委員	山端 正美	(学校教育関係者	:	前南が丘小学校PTA会長)
委員	田畑奈央子	(社会教育関係者	:	文化協会)
委員	田畑千鶴子	(社会教育関係者	:	民生児童委員)

○会議開催月日	第1回	平成26年11月18日
	第2回	平成26年12月15日
	第3回	平成27年 1月27日
	第4回	平成27年 2月17日

2. 点検・評価の対象及び方法

(対象)

- ・ 江差町教育委員会が所管する事務事業（総務係、学校教育係、社会教育係、地域文化係、図書館係）すべてにおいて点検・評価の対象としました。

(方法)

- ・ それぞれの係が担当している事務事業ごとに施策評価シートを江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成23～27年度）と連携する形で作成

評価シート内容

- ・ 事業の内容、対象
- ・ 事業コスト（決算額）
- ・ 事業の評価 ①**必要性**～現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうか。
②**経済・効率性**～事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費

で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価

③目的達成度～目的の達成度を評価

- ・評価 ～ 全体的な評価と課題
- ・事業の方向性 ～ 評価結果を踏まえて、今後どのように事業を進めるかの選択
- ・外部評価委員会の意見 ～ 客観的視点からの意見、助言

(参考資料等)

- 1) 平成25年度決算監査関係資料（平成25年度各会計歳入歳出決算書（関係部分抜粋）、平成25年度各会計決算に係る主要施策の成果説明書（関係部分抜粋）
議会決算委員会・監査委員会の意見
- 2) 江差町教育推進計画（江差の教育を進めるために）（平成23～27年度）
- 3) 平成25年度教育行政執行方針
- 4) 個別施策評価シート補助資料

3. 点検・評価の活用方法

外部評価委員会の評価と意見及び住民の要望意見並びに教育委員会の自己評価・課題などについて、教育委員会は、今後の事務事業や教育推進計画に反映させるよう努めるものとする。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は前条の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

江差町教育委員会外部評価委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、江差町教育委員会外部評価委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び第2項に基づく江差町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「評価等」という。）に関し、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、その客観性の確保を図るための意見を求めるため、江差町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が行った評価等の結果について、専門的視点から意見を述べること。
- (2) 教育委員会が行う評価等の手法並びに事務・事業の改善又は充実策について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げる事項について取りまとめた結果を教育委員会に報告すること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開できるものとする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課総務係において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

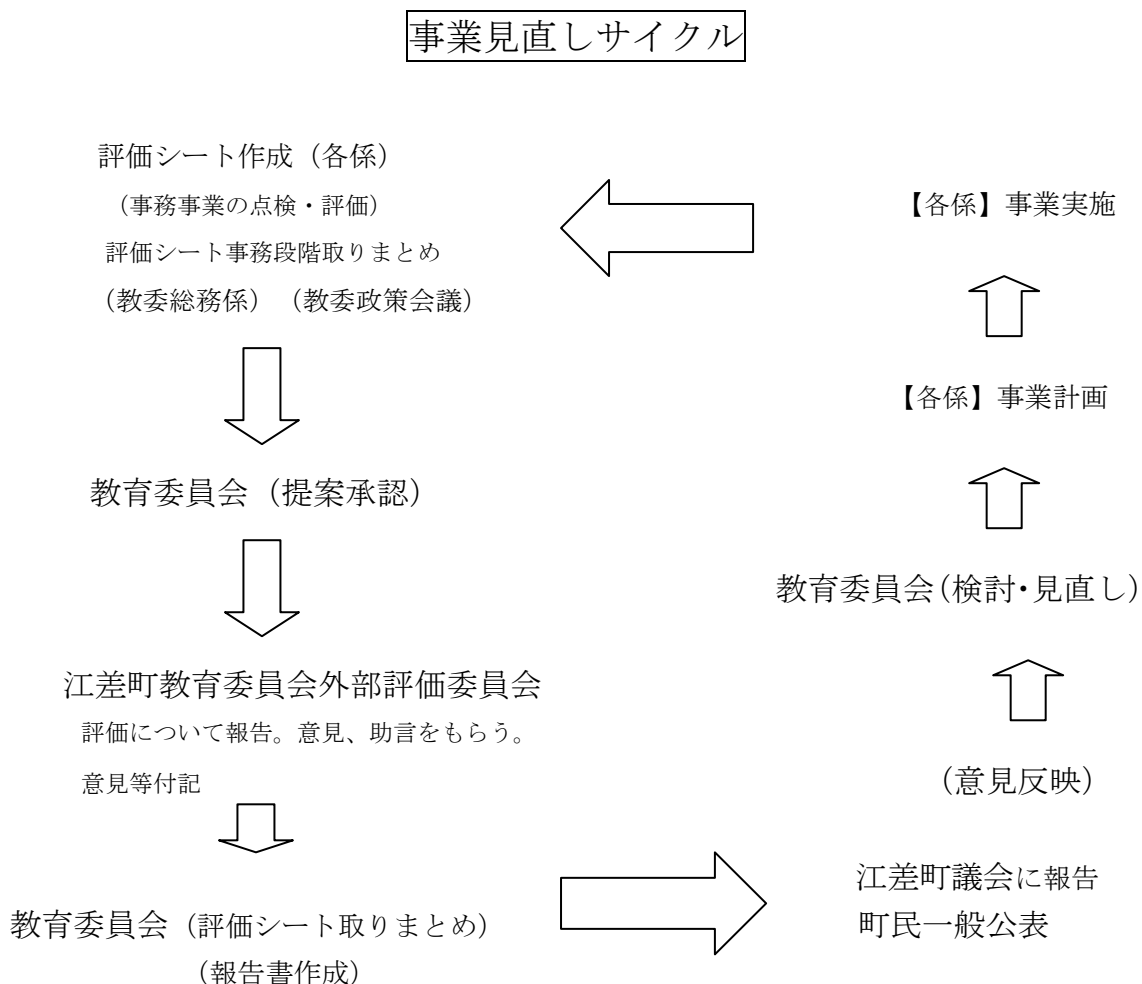
この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

●江差町教育委員会の点検・評価の流れ(概要図)

評価は各事業などについて、所管係が評価シートを作成することから始まり、教育委員会による評価を行います。この評価内容について、町民や学識経験者で構成された「江差町教育委員会外部評価委員会」にて評価内容の客観性の検証と改善に対する意見、助言等をいただくこととしています。

この外部評価を含めて、教育委員会として報告書を作成し、議会へ報告するとともに公表します。

また、公表により町民のみなさんからいただく意見、要望も参考にして、今後の事業計画策定に反映し、これらのサイクルを毎年繰り返すことにより、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。



■外部評価委員会の総合意見

点検・評価の総合意見は、江差町教育委員会の平成25年度事業の全てについて、教育長を始め教育委員会学校教育課・社会教育課職員から説明を受け、外部評価委員会内部での質疑・議論の上、取りまとめたものです。

細分野の個別意見については、施策評価シート毎に記載してあります。

平成25年度におきましては、江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」の中間点に当たり、外部評価委員会として各種事業が計画的に推進されることを確認できたことは、大変喜ばしいものと考えます。

江差町の財政状況を見ると、平成22年度決算において実質公債費比率が25%を下回り、早期健全化団体からの脱却が図られ、平成25年度決算では15.6%となり、財政の健全化が着実に進んでおりますが、全国・全道の水準から見ると依然として高い水準にあることには変わりなく、実質公債費比率が再び18%以上とならないよう留意し、慢心することなく不断の行財政の見直しを行うことが必要とされております。

このような状況の中で、「必要性」、「経済性・効率性」にあつては、財政状況が反映され全事業ともしっかりとした視点と状況把握の上に取り進められており、町民にとっていずれも必要とされている事業であるとともに、経済性・効率性にあつても置かれている環境の中においては、成果が得られたものと考えます。

「目的達成度」については、創意工夫しながら実施しているところでありますが、一部の事業で参加者が少ないことや、指導者の高齢化などの課題も見られることから、町民ニーズを的確に把握するとともに、広報を始めとする周知の工夫を図りながら、事業ごとに課題を整理し、より良い方向への検討を進め、内容の充実を図ることを望んでおります。

また、従来からの教育委員会主導型の事業から、町民主導型の事業への移行や官民協働で実施していく事業への取組みも更に検討を進めて下さい。

以下、分野別には、特に平成25年度教育行政執行方針に着目しながらその評価について意見を述べることにします。

学校教育について

学校教育において特に評価する点は、児童生徒にとって安全で安心な教育環境の確保の面から、学校整備が計画的に進められていることであります。

学校の耐震化については、江差小学校が平成25年度で体育館の工事を終え、

すべての耐震工事を終了しました。また、南が丘小学校の一部の校舎においても、耐震化に係る第二次診断を行い、補強を必要としない調査結果であったことから、すべての学校における耐震化を終えたところであります。

江差中学校の改築整備につきましては、平成25年度に工事着工、平成26年11月には校舎と体育館が完成、更に平成27年早期に新校舎の供用を開始し、より良い中学校への教育環境整備が整いつつあることは喜ばしい限りであります。

また、各学校の維持・管理のための各種修繕事業が、今後とも計画的に整備が図られるよう努力するとともに、スクールバス運行に関し、今後、貸切バス運行料金の制度改正に伴う大幅な増額が見込まれることから、運行料金の軽減を図るよう模索していただきたい。

当町における小中学校教育の基本は、次代を担う子ども達に基礎的・基本的な知識技能を確実に習得させ、これらを活用して主体的に判断・行動・課題解決できる「生きる力」の育成に努め人格の形成を図ることであり、併せて、江差の特色を生かした教育活動として、「ふるさと江差に心の向く教育」の推進を大きなテーマとしており、今後とも計画に沿った取組みの充実が図られるよう努力して下さい。

ふるさと教育につきましては、「ふるさと江差」に愛着と誇りを持った子どもを育てるため、江差追分や郷土芸能を学習活動に組み入れるほか、小中学校9年間で町の文化財施設の見学や歴史を学び、「ふるさと江差」に学んでいることに誇りと自信が持てる子ども達の育成に努めていることを高く評価します。

学力の向上につきましては、基礎学力の保障は学校・教育委員会の大きな責務と認識していることから、教職員の専門性や指導力を高め、指導法の工夫改善を図るとともに、家庭における学習習慣や生活習慣も、家庭と連携し強化させることを望んでいます。

特別支援教育につきましては、通常学級において特別に支援を要する児童生徒が増加傾向にあることから、特別支援教育支援が全小学校へ配置されたことは評価でき、中学校への配置についても期待します。併せて、円滑な学校・学級運営が行えるよう一層の充実を図るほか、幼保小中の情報交換を密にするなど連携の強化を期待します。

英語教育につきましては、現在の小学校5・6年生から3・4年生に前倒して、英語教育を教科化するという内容であることに加え、国際的な視野を養う意味からも、ALTを活用しての英語教育の更なる充実が図られるよう配置を検討すること。

特色ある教育活動については、江差北小・中学校での小中一貫教育では、「教育目標の一本化」や「PTAの統合」への動きがある中で、具体的な形として

地域への発信がなされるよう更なる推進を図ることに加え、江差中学校区3校における連携事業としての「トライアングルサポート」が、義務教育9年間で子どもを育てる目的に向け連携協力し、取組みされるよう望んでおります。これら完成形がない中での小中一貫教育ですが、より良い江差型の小中一貫教育を創出していくために一層の充実を図っていただきたい。

生徒指導につきましては、複雑化する社会の中で、インターネットや携帯電話による現代の「いじめ」のほか、増加傾向にある不登校など、様々な課題が指摘されています。いじめ・不登校などの問題は、いつでもどこでも起き得ることであり、できるだけ起こさせない日常的な未然防止対策には、早期発見・早期対応が急務であり、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う町及び学校においての基本的な方針を確立するよう努力すること。

最後に、平成27年度からスタートする「教育委員会制度」の改正に伴い、新たな責任者としての教育長であること、総合教育会議を設置すること、大綱を策定すること等々が明記されたことから、新制度への移行がスムーズに行われるよう期待しています。

社会教育・スポーツ振興について

社会教育は、「江差町町教育推進計画」における計画期間中のテーマである「ふるさと江差に心の向く教育の推進」に基づいて、江差の歴史と文化、自然といった素材を活かした事業が着実に進められている点を高く評価します。

江差の未来を担う青少年を安全かつ健全に育成するための活動については、複数の事業が見られますが今まで以上に地域住民や団体など幅広く巻き込んだ事業展開を期待します。

「夏休みスイミングスクール」「冬休みスキーレッスン」などは指導者の減少で実施が厳しい状況になりつつある実態は承知しましたが、これまで以上に団体や学校への協力を強く求めながら「出来るようになりたい、上手くなりたい」と自ら望み希望する子どもたちが一人でも多く参加できる体制づくりに努力をお願いします。

スポーツは、人格形成・体力向上や健康長寿の礎であり生涯各ステージに応じたスポーツが出来る環境の整備が必要です。

全道大会出場に際する研修バスの提供や、各団体の交流を促す催しを開催する等、スポーツ少年団への支援は充実しており、このまま継続を望みます。

また、一般のスポーツ団体の活動についても一定の支援は見られるものの、各団体における課題等を的確に把握・支援し活動を高めるようサポートを期待

します。

また、管内唯一の公認陸上競技場や本格的な野球場、ヨットマリーナなどスポーツ施設は豊富であり、これらを今以上に有効活用するためのPR活動を促進するとともに、特に運動公園については町の大切な資源であり、住民利用の促進に向けた事業の展開を望みます。

芸術文化活動及び図書館活動について

芸術文化活動は、文化協会加盟団体との連携により町民文化祭及び芸術文化活動の発表の場を支援している実態とともに、多くの町民に芸術・文化に触れる機会を提供していると評価します。

また、都市と違い芸術鑑賞機会が少ない江差の小中学生にとって、劇団四季を誘致できたことは高く評価します。豊かな心や感性を身につけるため、今後ともレベルの高い芸術鑑賞に親しむ事業を提供されるよう望みます。

次に、文化財の保存伝承に関してですが、ふるさと江差に心の向く教育や江差学は、町民自身が自分の町を知る大切な機会です。我が町に誇りと自信を持っていただけ工夫を加えて更なる展開を期待します。

また江差の歴史と文化の凄さは、行政や住民が所有する歴史的資料の質と量であり、これらの貴重な町の財産を後世へしっかりと残すため、委員会として資料の着実な整理を進めるよう望みます。

図書館活動は、住民が文化的でうるおいのある生活を営むうえで大切な施設で、公共施設としては唯一、赤ちゃんから高齢者まで性別も関係なく全ての町民が利用できる公共施設です。多くの住民にとって魅力ある蔵書の整備に努力いただくとともに、一人でも多くの住民が図書館へ足を向けていただくため、新たな視点の企画展や広報活動に力を注ぐよう期待します。

最後に、江差町教育委員会は、活動の活性化に向けて積極的な取り組みを続けていると言えます。

今後とも点検・評価を実施し、たゆまぬ教育行政の見直しを図るとともに、これまで以上に地域の実情にあった取り組みにより、さらなる「教育の質の向上」を望みます。

■外部評価委員会の個別意見

外部評価委員会の個別評価・意見については、施策評価シート毎に記載

施設評価シート目次

学校教育課

教育委員会に係る事務	No. 1
教育委員会事務局に係る事務	No. 2
小学校整備、教職員住宅管理、スクールバス運行事務	No. 3
小学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 4
小学校の教育振興に係る事務	No. 5
中学校整備、スクールバスの運行事務	No. 6
中学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 7
中学校の教育振興に係る事務	No. 8
幼稚園に係る運営管理、事務	No. 9
奨学金の貸付事務	No.10

社会教育課

江差の特色を生かした青少年、家庭教育の充実・青少年健全育成のための安全安心な環境整備・親子の絆を深める子育て支援の充実	No. 1 1
現代的課題に対する学習活動の拡充・地域住民が支えあい学びあう地域活動への参加	No. 1 2
資料収集、提供・全域サービス、すべての世代への読書推進	No. 1 3
芸術文化活動に対する支援・芸術文化に親しむ機会の拡充及び文化会館の利用促進・芸術文化環境の整備充実	No. 1 4
ふるさとの資料を集める・ふるさについて調べる・ふるさについて発信する	No. 1 5
生涯スポーツの推進・生涯スポーツの環境整備、充実	No. 1 6